

第四十八回国会 建設委員會議録 第五号

昭和四十年二月二十四日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事 正井啓次郎君

理事 井谷 正吉君

理事 西宮 弘君

理事 逢澤 寛君

大倉 三郎君

木部 佳昭君

佐藤 孝行君

砂原 格君

山本 幸雄君

勝澤 芳雄君

河野 正君

實川 清之君

稲富 稔人君

出席國務大臣

建設大臣 小山 長規君

出席政府委員

労働政務次官 始関 伊平君

労働事務官 三治 重信君

(労働局長) 鶴海良一郎君

(建設事務官) 志村 清一君

(計画局長) 鮎川 幸雄君

(都市局長) 上田 稔君

(河川局長) 尾之内由紀夫君

(道路局長) 尚 明君

(住宅局長) 小場 晴夫君

(建設技官) 小場 晴夫君

(官制局長) 小場 晴夫君

委員外の出席者

農林技官 農林指導部 森田 進君

農林技官 農林指導部 木村 晴吉君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

農林技官 農林指導部 南部 哲也君

補欠として實川清之君及び原茂君が議長の指名で委員に選任された。

二月十九日

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)建設行政の基本施策に関する件

○森山委員長 これより會議を開きます。

去る十九日、本委員会に付託になりました、内閣提出の治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三条の見出しを「(治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画)」に改め、同条第一項を次のように改める。

農林大臣は、中央森林審議会の意見をきいて、昭和四十年年度以降の五箇年間に於いて実施すべき治山事業に関する計画(以下「治山事業五箇年計画」という。)の案を、建設大臣は、河川審議会の意見をきいて、昭和四十年年度以降の五箇年間に於いて実施すべき治水事業に関する計画(以下「治水事業五箇年計画」という。)の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならない。

第三条第二項中「治山事業前期五箇年計画及び治山事業後期五箇年計画(以下「治山事業五箇年計画」と総称する。))」を「治山事業前期五箇年計画及び治水事業後期五箇年計画(以下「治水事業五箇年計画」と総称する。))」を「治水事業五箇年計画」に改め、同項第一号及び第二号中「前期及び後期の各」を削り、同条第三項から第六項までの規定中「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」を「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)
2 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「治山事業五箇年計画」を「治山事業五箇年計画」に改める。

附則第七條を次のように改める。

第七條 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が交付の決定をした補助金等の交付(昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年年度以後の年度に繰り越したもの)により施行する直轄治山事業又は当

該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。は、それぞれ第一第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)

3 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「治水事業十箇年計画を」治水事業五箇年計画に改め、同条第二項中第一号を削り、同項第二号中「又は直轄伊勢湾等高潮対策事業」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「法第二條第三項第一号に規定する災害復旧事業」の下に「(以下「災害復旧事業」という。を、(委託に基づき施行するもの管理)の下に並びに河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第九條第一項の規定により建設大臣が行なう一級河川の管理(災害復旧事業を除く。に關する政令で定める事務)を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四条第一項第二号中「(昭和三十九年法律第六十七号)及び昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に關する特別措置法(昭和三十四年法律第七十二号)本則第二項の規定による負担金で直轄伊勢湾等高潮対策事業に係るもの」を削り、同項第三号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二項第一号中「直轄伊勢湾等高潮対策事業」を削り、同項第二号中「第三号」を「第二号」に、「又は工事」を、「工事又は事務」に改め、同項第三号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第四号中「第五号」を「第四号」に改める。

第七条第一項中「又は直轄伊勢湾等高潮対策事業」を削り、「第五号」を「第四号」に、「第三号」を「第二号」に、「又は工事」を、「工事又は事務」に、「第四号」を「第三号」に改め、同条第三項中「又は工事」を、「工事又は事務」に改める。

第九条中「第二号」を「第一号」に改める。

附則第二十四項を附則第二十五項とし、附則第二十一項から附則第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二十項の次に次の一項を加える。

21 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三條に規定する治水事業十箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの(昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む)は、第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

理由

わが国経済の発展に対処し、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに昭和四十年年度を初年度とする治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を作成する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○森山委員長 まず、本案について提案理由の説明を聴取いたします。建設大臣小山長規君。

○小山国務大臣 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

現行の治山治水緊急措置法は、治山治水事業の重要性にかんがみ、その緊急かつ計画的な実施を促進するため、昭和三十五年に制定されたものでありまして、政府におきましては、同法に基づきまして、治山事業及び治水事業の両事業につき、それぞれ昭和三十五年度を初年度とする前期五カ年計画、及び昭和四十年年度を初年度とする後期五カ年計画からなる十カ年計画を策定し、これにより

治山治水事業を推進して、今日まで相当の実績をあげてまいりましたことは御承知のとおりであります。しかしながら、予想を上回る激甚な災害の発生、目ざましい経済の成長に伴いまして、計画事業の大幅な繰り上げ実施、計画外事業の緊急施行等の必要が生じ、このため、前期五カ年間の実績事業費は計画額を大きく超過し、現行計画をもつては、新たに必要となつた事業はもちろんだ、既定の計画事業も十分に実施できないことが明らかになってまいりました。

さらに、近年国土の利用開発が著しく進展し、被災のおそれのある人口、資産が急速な膨張を続け、また、各種用水需要が急激に増大している事態に既応いたしまして、治山治水事業を強力に推進することが緊要となつてまいりましたのであります。

ここにおいて、政府といたしましては、以上の情勢に対処するため、現行十カ年計画を廃止し、新たに、昭和四十年年度を初年度とする治山事業五カ年計画、及び治水事業五カ年計画を策定し、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して、国土の保全と開発をはかるため、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、ただいま申し上げましたとおり、現行の治山事業十カ年計画及び治水事業十カ年計画を廃止して、新たに、昭和四十年年度を初年度とする治山事業五カ年計画、及び治水事業五カ年計画を策定することといたしました。

第二に、新たに治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画が策定されることとなるのに伴い、国有林野事業特別会計法及び治水特別会計法の所要の改正をすることといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○森山委員長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ました。本案についての質疑は後日に譲ります。

○森山委員長 次に、建設行政の基本施策について調査を進めます。

本日は、本件調査のため、参考人として、日本住宅公団理事南部哲也君、日本道路公団理事浅村康君、首都高速道路公団理事藤本勝満君、以上の方々に御出席をいただいておりますが、参考人からの意見聴取は、質疑応答の形式で行ないたいと存じますので、御了承を願います。

質疑の通告がありますので、これを許します。岡本隆一君。

○岡本委員 建設省には幾つかの公社公団がございます。この公社公団の事業を円滑に遂行させるためには、そこに働く人たちがほんとうにその事業に協力する気持ちで働くような体制をつくつていかなければならぬ。ところが、私どものほうへ、どうも団体交渉がうまくいかない、こういうふうな陳情があるわけです。いろいろ事情を聞いてみますと、それらの公社公団の理事者が当事者能力を持つておられないというところに、その原因があるというふうには思われるのです。

そこで建設省は、公社公団の労働組合は、労働法の制約を受けるのか、あるいは公共企業体等労働関係法の制約を受けるのか、あるいは一般産業の労働組合と同じような形で、団体交渉権がありストライキ権があるのか、どういふふうか理解しておられるのか、建設大臣から、まずその御理解について承りたいと思ひます。

○小山国務大臣 お答えいたします。建設三公団の労働関係を規律いたしますのは労働法でありまして、ただ公団法の制約がありますことは、御承知のとおりであります。

○岡本委員 そういたしますと、一般労働組合法の形で団体交渉はやれると理解していいのですね。そうすると、公団法の制約というのは、どういふ形で受けるのですか。

○小山国務大臣 公団法の制約といいますが、給与の基準、それと予算の総額という、その制約であります。

○岡本委員 そういうことになってまいりますと、去年の四・一六のストの事件のときですね。あのときにも、国鉄であるとかその他の、公団法、公労法の制約を受けておる企業体ですら、ある程度の当事者能力を持たせなければならぬ。またそういう意味では、池田・太田会談でもって、今後当事者能力を持たせるような方向へ努力するということをはっきり政府は約束しているのです。ところがそういうふうな公労法、公団法の制約を受けたい労働組合が、やはり企業体として、公社にいたしましても公団にいたしましても、ある程度の予算の制約はあろうといえども、企業体、公団の経営の中で許す範囲において、自由に団体交渉を結び、労働条件をきめるという自由があるはずで、それを一々建設省の御意向を承らなければならぬ。団体交渉にはつきりした回答ができないというふうなことは、全く労働組合法の精神が忘れられておると思うのでございますが、大臣、この点、今後やはり予算の制約があるとかあるいは公団法の制約があるから、当事者能力を与えないのだ、こういう方針で進んでいかれるつもりですか。

○小山国務大臣 これは民間の労使関係と違いますが、民間の場合には、企業全体の収支という一つの目安がありまして、おのずからそこに、法律その他でない、実際問題としての制約があるわけですね。ところが公団の場合には、おのずからなる制約のかわりに、公団法という法律の制約があるのだ、こういうふうな理解しているわけでありませう。

○岡本委員 それでは、公団法の中に、当事者能力を与えないような、それを制約するところの法律の条項というものはどういふものですか。

○小山国務大臣 当事者能力ということばの意味でありますが、公団法できめております給与基準

とか、それから予算できめております範囲内においては、当然に当事者能力があるのでありまして、当事者能力がゼロだというふうには解しておりませう。

○岡本委員 公団側の方に、どなたでもお答え願ったらけっこうですが、団体交渉をやっている場合に、絶えず建設省の意向を聞かなければ御返事ができないというふうなことを承りますが、そういうふうなことは全然ないのですか、それとも、ある範囲までは自由に交渉されて、そして予算に関連するような問題については、建設省と折衝されるのですか、そういう点、承りたい。

○浅村参考人 私、道路公団でございますが、私ども団体交渉をいたします場合には、やはり道路公団法のもとで、団体交渉をいたします。ただいま大臣からお話がありましたように、たとえば給与の基準でありますとかあるいは予算の執行、流用等の問題につきましては、やはり私も建設省の監督下に置かれておるわけでございます。したがって、私どもが団体交渉をいたす場合には、監督官庁の認可あるいは御承認をいただく限り、監督官庁の認可を要する、そして団体交渉をいたしておるわけでございます。

○岡本委員 それでは、限界というのはどういう点を限界と言われているのですか。

○浅村参考人 これは監督官庁の御意向によることとでございますが、私も推測いたしますのに、やはり道路公団の場合について申し上げますと、これは政府関係の一つの機関である、したがって、国家公務員あるいは他の政府関係機関との均衡その他いろいろ均衡の問題がございませうけれども、そのような点が非常に重く取り上げられるように私どもは考えておりました。そういう監督官庁の御意向もあり、私もただでそう突っ走ったことをやりましたといけませんのでありますし、またそうすべきでないという考え方を持っております。そういう背景のもとに、私も団体交渉をやっておるわけでございます。

○岡本委員 他の機関との均衡というふうな意味

では、たとえば昨年あたり、日本道路公団、首都高速道路公団とか三公団ですね、それからその他の何といひますか、一つの共同した形で団体交渉を、公団それぞれと労働組合それぞれがみな一緒に申し入れをしたように聞いているのです。ところが、そういうふうな集約的な交渉を一緒にやれば、均衡のある給与体系などができるのに、それぞれども一緒にやるのは都合が悪いということ、公団側でそれを非常に忌避されたというふうな話を聞いておりますが、そういうことになってまいりますと、いま浅村さんがおっしゃいました考え方とは逆な方向のように思われるのです。それぞれの機関の間で均衡のとれた給与体系をきめていきたい、そのために、それと一緒に、その範囲の中ですら政府と話し合っていくというところ、公団とが一つになってよく話し合つて、それがまたまっぴら形で建設省と話し合えば、ある程度いままあなたのおっしゃる趣旨が生じるように思うのですが、昨年あたりそれを忌避されたように私は聞いておるのではありません。そうすると、お話の御趣旨とやっておりますことが違つておると思うのですが、どうでしょう。

○浅村参考人 先ほどお答え申し上げました点とこの問題とは、ちよつと私違つておる点とありますが、実はただいま御質問がございましたように、昨年の末ごろから、種々の問題につきまして、ここにおります三公団合同で団体交渉をせよという組合側の御要求がございました。これに對しまして、私も、少なくとも私が反対をいたしておりました理由は、何もこの三公団何れもか同じにする必要はないのでありまして、それぞれ業種も違つておりましたし、職員の構成の内容も違つておりましたので、それぞれの特殊事情をかえております。したがって、それぞれ、道路公団の場合は道路公団の労働組合と交渉すればいいのであつて、何もまたまた建設関係の三公団が似ておるからといって、一緒にやって、すべてのものを一緒にしなければならぬという理由はない。これは、道路公団の場合は道路公団の労働組合と話し合つて、政府の監督を受けながら団体交渉を、政府の監督ももちろんございませうので、先ほど申し上げましたような背景のもとに、団体交渉を進めてまいればいいのであり、かえつて、ただ一緒にやるというふうなことは弊害がありまして、むしろほんとうの姿にならないと私は確信いたしましたので、昨年末以来、合同団交方式というものを対しては、否定の態度をとつてまいつておるわけでございます。

○河野(正)委員 関連して伺いたのですが、いまの浅村理事の発言を聞いておると、非常に多くの矛盾があるような感じがいたします。それはどういふことかと申しますと、先ほど来、岡本委員に対するお答えを承つておると、団交はやるけれども、やはりそれぞれ限界があるのだ、したがって、その際他の機関との均衡というものも当然考慮していかなければならぬ、こういうふうなお答えがあつたわけでございます。ところが、後段のお答えになりますと、どうもそれぞれ企業には企業の自主性なり特殊性というものがあつるのだから、そこで、合同団交というものは好ましくない、こういうふうな、前段は他の機関との均衡を考えなければならぬ、後段は、それぞれ企業の自主性というものがあつるのだから、個別団交というものが好ましい、私はその前段と後段との間には、非常に大きな矛盾があると思つておる。前段では、他の機関との均衡を考えなければならぬというのだから、それならば当然合同団交という形で均衡を考えなければならぬわけであつて、前段ではそういうお答えをなさつておられるが、後段ではそれぞれ企業の独自性というものがあつるのだから、だから合同団交は困るのだという、これは全く精神分裂症的なお答えだと私は思ふのです。ですから、そういうふうな一貫性のないようなお答えでなくて、やはり自信を持ってお答えを願いたい、いかがでございますか。

(精神分裂症が答えたつてしょうがない)矛盾し

ているということらしいが、精神分裂といううなことを、少なくとも参考人に対して言うのは失礼だ「精神分裂症のようなものだからいいじゃないか」と呼ぶ者あり

○浅村参考人 私は、他の機関との均衡、国家公務員あるいは他の政府機関との均衡といううなことは、もちろん私もこのうな問題を処理いたしませんが、考えながらやっております。これは何も合同でやらなくても、私もやはり監督官庁とお打ち合わせもありますし、いろいろ方法で、そのうな措置は十分とり得るし、またそれで十分であると私は考えまして、合同でやらなければそういうことができないかどうか。むしろ私は、そういうことは単独でやりながら、そういう勉強をしてやっていたら十分である、かように考えて、現在もその考えに立っておりますのでございます。

○河野(正)委員 後段なら後段の、いまの話でも一応の筋だと思つて。ところが、さっきの答弁を聞いてまいりますと、前段では、他の機関との均衡を考えながら、こうおっしゃっておるわけですが。そして後段では、それぞれの企業の特長性というものがあつたから、したがって、合同同交は困るのだ、その関連性において、私は、矛盾がある、こう言っておる。ですから、あなたが前段の発言を御訂正なさつて、後段だけの発言なら、私はそれは一応一つの筋だと思つて。ところが、いま申し上げますように、前段では他の機関との均衡を考へる——他の機関との均衡を考へるならば、私は、合同同交というものはきつめて適切ではなからうか、こういうふうな感じを持つわけですが。そこで前段と後段との関連性の上に立ちますと、あなたのおっしゃることは矛盾がある、こういうことを言っておるわけですが。

○浅村参考人 ちょっと私の説明が不十分であつたかと思いますが、道路公団の場合におきましては、御承知のように、道路を建設し、管理をいたしております。まず高速道路を中心いたしました、多数の道路を建設いたしました後は、有料

道路でございますので、料金の徴収をいたします。相当多数の料金徴収員というものが、料金徴収に従事いたすわけでございます。あるいはまた、この道路を管理いたしますために、常時自動車に乗りまして道路管理業務をやつておる、といううな職種の方もたくさんおるわけでございます。それから、いま申しましたように、道路の建設をやつて、設計をやつて、工事を監督するといううな職種もございまして、いろいろございまして、内容が非常に複雑になっております。それから、地域も全国的に分布されております。単に都市だけに限つておりません。そのうな特殊の事情をあまたかかえておるわけでございます。と同じような事情は、おそらく他の公団にもおありだろふと思ひます。住宅公団におかれても、これは私どもの関係することではございせんが、やはりいろいろ事情がございせんと思ひます。そこで私どもは、他の機関との均衡を考慮すると申しましたのは、別に何も一緒にするといふわけではございせんので、やはり道路公団の置かれた地位、道路公団の遂行しなければならぬ業務といううなものの特殊性を考えた上で、はたしてどの程度のところにランクしたらいいかといううなことをいろいろ判断をしながら、私どもやつておるわけでございます。さういふ意味で、道路公団は道路公団の労働組合と交渉をいたせばよろしい、こういうふうな考へてやつておるわけで、それで十分その目的は達し得るものと考へておるわけでございます。

○河野(正)委員 関連でございますから、いずれ本論の際にいろいろお尋ねをしたいと思ひますけれども、私が申し上げたいと思ひます趣旨は、一方では他の機関との均衡を考へなければならぬ、ところが一方では特殊性があるのだから個別同交のほうが好ましいのだ、こうおっしゃるところに、一つの矛盾がございまして。それから、これは後ほど私の質問時間にお尋ねしてまいりたいと思ひますから、この際多くを申し上げませんけれども、たとえばいまお答えになりましたように、それぞれ

れ企業には企業の特長性がある、あるいは独自の立場がある、私どもそれは全く同感です。しかしながら、合同同交をやつたから一から百まで同じ条件を戦い取るのだというのではないので、それぞれ建設三公団という一つの関連性というものがあつたわけですから、その中で共通するものは共通するものとして解決していこうではないかといううのが、合同同交のねらいであり、使命ではないかろうか、私はこういうことを考へておるわけですが、これは後ほどいろいろとお尋ねを申し上げたいと考へるわけですが。

と同時に、企業の特長性ということ強調されるのですけれども、しかし、たとえば賃金関係なんかを見ても、一律八・二%といううな画一的な方針というものが打ち出されておるわけでございます。そこで、なるほどことばの表現では、独自性だとかあるいは自主性があるのだとか、そういうことはけつこうでございますけれども、やつておられますことは、一つも独自性というものがあつない。全く機械的で、画一的だ。そういうところに非常に大きな矛盾があるということをお私に指摘をいたしておきたいと思ひます。

○岡本委員 いま道路公団の浅村さんの御答弁を聞いておりました、非常に板挟みになつたやうな苦しい立場にあると思ふ。だから、お答えが、前後相撞着したやうなお答えしかできない。大体公団という、こういう機関は、事業は民間ベースでやつていこう、だから資金の問題であるとかあるいは仕事の進め方、そういうものは民間企業のように自由なる創意で、自由なる意思で、どんどん理事者のほうで創意を生かして、民間企業的な形式でやつていこう、ところが一つ給与になつてくると、今度は公務員ベースあるいはそれに準じたものというふうなことになる。ところが、私はやはり問題の中心点があると思ふ。だから、これはこれからあと、勝澤君やその他の方がきょうは十分議論したいといつて出てきてもらつておりますので、十分議論してもらおうと思ひますが、やはりこういう矛盾点を解決していかないことに

は、公団や公社は、自由なる企業としてその能力を完全に發揮することができないと思ふ。ですから、そういう点について、今後政府のほうにおかれても、企業体一般企業と同じやうに仕事をさせてやろうというのなら、労使の交渉の場合にも、ある程度の自由というものをいまいりものと認めてやる、こういうふうにしていただかなければならないと思ひます。その点特に私は希望を申し上げておくことにして、あと勝澤君にバトンを渡します。

○森山委員長 勝澤委員。

○勝澤委員 最初に大臣にお尋ねいたしますが、臨時行政調査会におきまして、公社、公団等の改革に関する意見が出されました。その意見をいろいろ読んでみますと、いま起きておるいろいろな問題点というのがこゝで浮かび上がつておると思ふのです。そこで、私は、建設省所管の道路公団、住宅公団等に対して、この意見書に対する大臣のお考えをまず最初にお尋ねしたいと思ひます。

○小山国務大臣 いまの御質問はちょうど岡本さんの言われたやうな趣旨なんですけれども、要するに、できるだけ自由という答申がなされておるわけでありまして、自由といひましても、民間企業の自由とは違ふと思ふのであります。民間の場合には、資金から一切がつさい自分の責任において調達するのでございまして、公団の場合には、それは自分の責任においてやるのではない。国が援助をしまして、そうして国の目的のために資金も投入し、そうしてまたそのできたものは、国民の利益になるやうに安く供給をするという使命を持つておるわけでありまして、そこで、自由の範囲内においてもおのずからその点は違つてくると思ひます。ただ答申の趣旨は、何もかもしゃくし定木にやつてはいかぬ、そういう趣旨であると理解をいたします。

○勝澤委員 いま大臣お忙しくて、まだよくお読みになつていないやうですから、よく読んでいただきたいと思ふのです。専門的なことになりまして、大臣がおわかりにならないければ、その他の

方でけこうですから、聞いていたにきいた。聞いていて、これは変だなというときには、大臣、ひとつそれを直すようにしていただきたい。

そこで、次の問題なんです、臨時行政調査会の意見書の中にも出てくるのですが、一体政府の機関で行なえるものを、なぜこういう特殊法人的なものをつくったのか。公団あるいは公庫あるいは事業団、こういうものをなぜつくったのか。つくった理由に沿って運営がされていらないのではないだろうか。もし必要があつてつくったならば、つくった目的に沿った運営をすべきだ、こう逆に言っているわけです。そこで私は、道路公団なり住宅公団というのは、何のためにつくったのか。逆に言いますと、道路局とかあるいは住宅局でもってこの仕事ができるじゃないか、国でできるにかかわらず、なぜわざわざ公団というものをつくってやらせなければならぬのか、こういう点について、ひとつ御見解を賜りたい。

○鶴海政府委員 住宅公団あるいは道路公団設立の趣旨、目的はそれぞれ違つておりますけれども、公団という形式をとりましたゆえんのもの、最も大きなねらいといたしますところは、民間資金の活用であると思ひます。政府といたしましては、従来から、国債は発行しないというたてまえでやつておりました、民間からの借金で政府の仕事をやうていくというたてまえはとつておらなかったものであります、一般の公共投資のみでは十分でございまして、民間資金の活用をはからなければならぬというたてまえから、このような方式がとられたものと思ひます。

○勝澤委員 民間資金の活用をするために、こういう方式がとられたと、こう言うのですが、こういう方式でなければ民間資金の投入はできないのか。——これはできるわけなんですね。まだほかの問題があるのですよ。ですから、もう少しさかのぼつて、こういうものがなぜできたかという基本問題についての認識を、建設省として、していただきたいと思う。これはことばじりをとらえるわけ

じゃないのですよ。民間資金の活用をするためにこういうものをつくったのだというだけならば、民間資金を活用する方法を、建設省などではやるはずなんです。もう少し御説明願ひたいと思ひます。

○鶴海政府委員 最初に申し上げましたように、住宅公団にしろ道路公団にしろ、やつております仕事を異にしておりまして、それぞれの設立の目的が違います。ただ、公団方式というものをとりましたゆえんのものは、そういうところにあるということをお話し申し上げたわけでありまして、なお、民間資金の活用方法は、いろいろあり得ると思ひます。思ひますが、当時におきまして、考へ得る方式の最も適当なものととして、これが採用になったというふうに考へております。

○勝澤委員 建設省がそういう認識ですから、混乱をするわけです。公団をつくった理由というものをもう少し明確にして——先ほど岡本委員からも言われましたように、政府機関というものは、御案内のように、国家公務員法なりあるいは地方公務員法なりというものが——委員長よく御存じです。人事院というものが管理しているわけですから、労働問題につきましては、法律的にはそういう規制がされております。それから、三公社五現業といわれる、国鉄とか電電公社とかあるいは林野庁とか、こういうものは、それよりも一歩さがつて、公共企業体等労働関係法で行なわれております。ですから、国家公務員は人事院、そして団体交渉権あるいはストライキ権というものが制限されている。今度は、片方の国鉄とか電電公社というものは、三公社五現業という形で、これは団体交渉権はあるけれども、罷業権はないということと、調停仲裁制度がある。その下の公団というものは、これは民間ベースなんです。ですから、先ほど言いましたように、労働組合法の規制を受けているわけなんです。労働組合法の規制を受けておれば、労働組合からいへば、民間と同じように、ストライキをして自分の生活を守る権利を持つておるわけです。しかし、片方の公団側がそれに対応

する力、立場を持つていない——持つていないと、建設省も公団も錯覚しているわけです。しかし、法律上のたてまえからいへば、当然労働法のたてまえをとつておる労働組合の使用者が、公務員あるいは三公社と同じだという認識を持つておることは、私は大きな誤りがあると思ひます。

そこで、公団をつくった。民間からの資金を入れた。しかし、なぜ——臨時行政調査会は自立的運営と言われておりますが、その自立的運営というものが持たされていらない。だから、こういう特殊法人をつくった価値がないということ、建設省関係のものは出ておりませんけれども、たとえば最近つくった鉄道建設公団とかあるいは東北開発株式会社とか、あるいは森林開発公団とか、あるいは原子力燃料公社というものは、必要性がない、廃止すべきだという極端な——極端なではない。当然な意見を出しておるわけでありまして、こういうたてまえからいいますと、やはり公団に対する自立的運営——先ほど当事者能力という言い方がありましたが、こういうものについても、う少し自立的運営をさせるべきだ、こう思うのですが、そういう点についていかがですか。

○小山国務大臣 お答えいたします。公団ができたそもその理由は、先ほど官房長が申しましたように、つまり民間資金を活用したいということがおこなふことであるが、同時に、民間ではできないような——民間でやっても採算が合わない、あるいは民間資金を集めるといふことは、民間の責任において、一方において株主配当をさすという形で民間資金を導入したのである、とうてい国民の利便に供するようないふことができない、しかも国民はそういうような仕事を要求している、そこで、それは政府のほうで税金でまかなうかといへば、税金でまかなうにはあまりにも資金が膨大過ぎる、だから、そうした民間の資金を活用し、それに政府資金を投入して、安い原資でもつてやつていこう、そこで公団方式というものができたのだと思ひます。設立の趣旨がそういうところにありますから、したがつ

て、その給与の問題についても、民間は採算を見ながらやつていくわけでありまして、けれども、ちやうど公務員の給与は民間のベースを基準にしたがら定めておるよう、公団の場合にも、今度は国家公務員の給与ベースを一応の基準にしたがら定めていく、こういう方法をとらざるを得ない。そこにおのずから予算上の制約が出てくる。そういう意味では、全く民間企業と同じだといふふうには言えない、こう思うのであります。

○勝澤委員 それでは、公団に対しては、たとえば労使の問題については、どの程度自立的な運営、当事者能力を与えているのですか。

○鶴海政府委員 主として給与の問題だろうと思ひますが、公団法で規定いたしておりますように、給与につきましては、基準につきまして、建設大臣の承認が要るようになっております。この基準は、各種手当あるいは本俸等について規定しております給与規程、それを建設大臣の承認を受けてやつておるわけでありまして、

そこで、この規定がどこまでこまかく書いてあるかということによりまして、おのずから公団の自立的性といふか、自主性といふか、その範囲がきまつてくると思ひわけでありまして、きょうここに出ております三公団の給与の基準として、建設大臣の承認を得ておりますのは、一つは、本俸につきまして俸給表というものを掲げておりまして、それは金額まで入った表が出ております。したがうして、この金額まで入った表を改正するといふことでありますれば、建設大臣の承認が要る、こういう仕組みになっております。なお、諸手当につきましても、いろいろと規定がございしますが、中には金額を入れたもの、あるいは率を入れたもの、いろいろございします。ただし、特別手当等につきましては、手当の名称だけ出ておりまして、新たに手当をつけ加えるという場合には、これは承認にかかつておるわけでございますが、すでに承認を得ております手当につきまして、金額あるいは率等の書いてないものにつきましては、これは公団にまかせておるといふか、こうに

なっております。

○勝澤委員 公団の職員に対しての労働条件は、公団法によって定めておる範囲内の規制が行なわれている、こういうことなんですか。そうすると、公団法にはこう書いておられます。予算の認可の問題があります。それからもう一つは、これは給与の関係で、いまあなたが言いましたように、給与あるいは退職金の基準があります。ですから労働条件について、大まかに言って給与の基準これが一応監督事項だ、こう思うのですが、そうですか。

○鶴海政府委員 給与に關しましては、さようでございます。

○勝澤委員 労働条件については、その基準なり何なりについて、労働大臣の承認を得なければならぬのですか。

○鶴海政府委員 給与及び退職手当の基準に關すること以外のことにつきましては、特に政府の承認が要するというふうにはなっておりません。

○勝澤委員 そうすると、給与、退職手当の問題以外には、公団の理事者は自立的な権限を持って自立的な運営ができる、こういうことなんですか。

○鶴海政府委員 原則としてそうでございます。ただし、労働条件のきまり方いかんによりましては、それはまた給与の基準に逆に影響すると、いうこともあり得るかと考えます。

○勝澤委員 給与やあるいは退職手当、この公団法に定めたものに当てはまらぬ労働条件については、公団でできるわけですね。

○鶴海政府委員 さようでございます。

○勝澤委員 そうしますと、労働条件について、この公団法に抵触しないものについては、公団では自由にできる、こういうことですね。

○鶴海政府委員 自由にできるという意味でございますけれども、たとえば給与というものをきめます場合でも、勤務時間というものが前提になっておると思います。したがって、勤務時間がかりに自由にきめられるということでありまして、それは給与との見合いであるという関係がある

りますので、そういう制約はおのずからあるうと思ひます。

○勝澤委員 労働省、出ておられますか。——給与というものと労働時間というものは同じなんですか、違うものですか。

○三治政府委員 給与、労働時間は別でございます。したがって、いまお話しのような給与と退職手当というもののについては、監督官庁の許可にかかわるものであります。それから、労働時間は書いてないという場合におきまして、やはり労働時間の問題については、法令上では公団の自主性にまかされておる、こういうふうなことは当然言えるかと思ひます。ただ実際問題として、やはり労働時間と給与というものは密接な関係がありまして、その点は実際の運用上の問題としては、非常に密接な関係があるということは言えると思ひますが、法令上はきちんと区別してござい

ます。

○勝澤委員 私は、建設省の公団に対する監督権というのとは一体どの程度まであるのかということによって、公団の役員が、あるいは総裁が、どの程度まで権限を持っているかということを確認したいわけでありまして、建設大臣よりも公団の総裁のほうが、あるいは理事者のほうが官房長よりもあるいは局長よりも、給与の上では、みな高い給与を取っておるはずなんですか。その人が、その権限においては権限がないのだということだったから、これは一体資本主義の社会においてどういふふうに認識するか、私はよくわからないわけでおる。ちゃんと公団法では、給与と退職手当、これについては建設大臣の承認を受けなければならぬと書いてありますが、この公団法という法律は、国会でわれわれが認めた法律でしょうから、これはやはりそういうことでしょう。しかしこの法律に認めていない事項に対して、一々建設大臣が指図をするということは、私はよくわからないのです。運用の面として行なわれるというなら、そういうものはここで別に答弁する必要はない。

私は、法律上どちらが権限を持っておるかということを確認していただきたい。労働条件の中で、建設大臣が指図できる限度はこれだけですか、ということを確認していただきたい。

○鶴海政府委員 この点につきましては、先ほどもお話し申し上げましたように、給与及び退職手当の基準につきまして、建設大臣の承認にかかっておるわけでございます。その範囲におきまして、その基準があるわけでございます。なお全く予算の面におきましては、給与予算の総額が法律で定められておられますけれども、これにつきましては、流用につきましては禁止しております。そういう関係もございまして、制約はございますが、その予算を編成いたします場合に、やはり建設大臣の承認にかかっておりますので、そういう予算の別の面の制約があるということをつけ加えておきます。

○勝澤委員 それは先ほど私が言いました、予算の認可権を持っておる、それはそのとおりです。そうしますと、労働条件の中でも、給与と退職金以外については、自主的に公団の理事者が持っておるということが明確になったわけでありまして、しかし残念ながら建設省のほうでは、給与以外の問題についても、一々事前に建設省と連絡をしなければならぬと通達が出されておりますが、これはどうでしょうか。これは公団法に違反しておるじゃありませんか。それは重大な労働問題ですよ。今日まで何年となく問題となってきたことで、これは一々官房長が聞かなければならぬというふうな問題じゃないでしょうか。

○鶴海政府委員 出した記憶がないから、いま聞いたわけでありまして。

○勝澤委員 それでは、私のほうで申し上げましょう。これはあなたのほうの住宅公団ですよ。日本住宅公団の公団業務に關連して事前に連絡を要する事項についてということ、昭和三十年十二月十五日建設省第十七号で、建設大臣官房、日本住宅公団首席監理官から日本住宅公団総裁あてに出した書面で、「公団の職員又は職員の組織

する団体より労働条件の改善に關する要求をうけてこれに對し態度を決定しようとするときは、事前に連絡してくれ、こういうことなんです。団体交渉を申し込んで、それについての回答をつくる、態度を決定するときは首席監理官のところへ連絡してくれ、こういう通達が流れているじゃありませんか、これは明らかに先ほど言いました公団法の違反じゃありませんか、これはいかがですか。

○鶴海政府委員 これは別に、指示をするとか、そういう意味ではなくて、事前に連絡を求めておるわけでございます。先ほどちょっと触れましたように、給与の問題も、諸般の勤務条件と関連があるわけでございます。そういうことも事前に承知しておくことが、給与の基準を認可するという立場におきまして、必要であると考えたのであらうと思ひます。

○勝澤委員 これは、先ほどの論争の中で、公団法のたてまえからいってこの通達は行き過ぎになつておる、こうお認めになりますか。

○鶴海政府委員 公団法の運用上、必要な範囲のものであるというふうに考えております。

○勝澤委員 公団法の範囲内で必要なものであると認めるならば、あなたが私に聞かなくてもおわかりになるでしょう。それを知らないようなものがお出ているから、私は問題にしているわけですね。なぜ私が問題にしているかといいますと、せっかく公団をつくって、総裁から副総裁から理事がたたくさんおつて、あなたの先輩がみんなこの役所に入っておるのです。その役所のことを、労働条件のこまかい問題についても、一々建設省に相談をしてオーケーをとらなければ話ができないようなシステムにしてはいけないということなんです。人事の問題についてはどういふ言ひをせんけれども、せっかく先輩が入っているのだったら、あるいは予算で一括まかしておったのだったら、こまかい問題まで、建設大臣が一々ものを言う必要はないじゃありませんか。もしものを言う必要があったら、もっと月給を安くしておきなさいよ。

課長が課長補佐くらいの月給にしておいたらいいでしょう。そうじゃないわけですから、建設大臣よりたくさん月給をもらって、選挙をやる必要はありませんから、全部月給は自分のふところへ入られて、あとは交際費で全部まかなっておる。代議士、大臣はかわいそうなものです。花輪代まで自分の月給で出しているのですから。そういう総裁あるいは副総裁、理事を並べておいて、それが一々首席監理官といわれる自分のずつと下の下僚と、こういう回答をしなければ、ものが進まないようなシステムでは困るというのです。人を何千人と使っている機関ですよ、大臣どうでしょう、これは。こういうこまかいことがなければ見えますよ、あります。だから、こういう通達はそのこまめさなさい。公団法以上にワクを拡大している。大臣、もしこういうことをしなければならぬような首席監理官があるなら、そんなに首席監理官といふのはひまだったら、減らしたらいかがですか。もっと重要な仕事があるわけですから、こんなこまかい、一々何から何まで事前に、おまえらが態度をきめる、回答するときには、こまかい点まで連絡しなければいけぬ——これはいかがですか。この通達について私はやめるべきだと思ふが、いかがでしょう。

○小山国務大臣 いまの通達の内容についてまだ十分読んでおられませんか。研究もしてありませんが、いまおっしゃったような原則的な問題、要するに、建設大臣として法律上義務づけられた、そういう権限にかかわりのない問題であるという結論が出ましたならば、やめてけっこうであります。

○勝澤委員 いや、大臣権限にかかわらない事項なんというのは、一番むずかしいことですよ。何でもかんでも権限にかかわりある事項なんです。だから、各省が共管をしているような問題がもめるわけです。各省のなわばり争いというのは、こういうことから出てくるわけです。建設省に關係

のない世の中のことといったら、極端にいえばないというくらいなものです。そうでしょう、大臣。ですから、あなたのことだから、私は言っている、役人はなかなかそういうことを言えないわけですから。これをお読みになればわかると思うのです。いままで、私はあなたに御答弁を求めずに、官房長、それから局長のほうに求めておりましたけれども、これはちゃんと書いてあるわけですから。ですから「公団の職員又は職員に組織する団体より労働条件の改善に関する要求をうけてこれに對し態度を決定しようとするとき」、労働組合から要求があったら、みんなその返事を出すときには連絡せよということなんです。これでは全く公団の総裁以下無能力ですよ。無能力だから、労働組合には下から突き上げられる、役所のほうには自分がかつて使っていた下僚からも突き上げられる、突き上げられるから、そこで何が起きるかといえ——結局これ以上は言いませんけれども、起きるのです。ですから、やはりそういうことのないようにするには、現実に仕事をやらせる人は、その仕事をうまくやらせるのに、人を使うにはどうしたらいいかということ、その個人に考えさせればいいのです。一々首席監理官やだれかがものを言わなければ、ものがまきまきというところでは困ると思う。これは私は、これだけ読んでいただいて、ここに明確に御答弁願いたい。

○小山国務大臣 昭和三十年の通達ですから、相当時世の変化もあるかと思ひます。あるいはまだ、理事者側も労働法規の解釈などに自信がない時代であったかもしれません。そういうことで、そういう通達が出たのだと思ひますが、もしいまそれを直すとすれば、もう少し精細にこういう問題については相談しよう、というふうに直すべきものがあるかもしれません。検討いたします。

○勝澤委員 大臣、こういう問題については相談をせよということが問題だ、と私は言うのです。相談すべき問題ははっきりしているのです。公団法でまわっているわけですから、公団法でまわっ

ている以外の問題については、もう与えられたあなたのところの総裁や副総裁にまかせなさいというのです。まかせられないのだったら、公団をやめなさいというのです。総裁、副総裁、理事を首切、それだけ国民の税金が助かるのです。

だから、やめなさいというのです。なぜ一体そんなに公団をつくって、月給を高く出して、人を置かなければならぬのでしょうか。置かなければならぬ理由は何かといえ、役所でできないこと、民間でできないこと、それをちゃんぽんにして、うまみのあるものをつくるうじやないかというのでまわしてあるのですから、まかせられないのだったら、建設大臣が直接管理すればいいわけです。ですから、それをとにかく何でもかんでもこまかく足かせをかけて仕事をさせないようになっているのが今日の官僚機構だということです。それを直せというのが臨時行政調査会。臨時行政調査会といえ、先ほど私が言いましたように、鉄道建設公団にしてもつくった価値がないじやないか、あるいは森林開発公団にしても同じだ、東北開発でも同じだ、たくさん出ているわけです。ですから、そういう今日の時点からものを考えて、こんな不当なものが出されておいて、これが現に生きておいて、このとおりやられておるのです。一々こういうふうにしたらどうだろう——そのころにおける理事の方が組合とお互いに確認書に判を押したやつが、三十分たつて、聞いてみたらだめだからといって、それが破棄されて、また次の変わった確認書がつくられていくじやないか。一体何のために月給をもらってやっていくか。それも労働問題専門の担当理事だ。けしからぬと思うのです。どっちがけしからぬか。建設省の監理官がけしからぬと思うのです。もう一度はっきりしておいてください。たったこれくらいのものでしたら、もしわからなかったら、もうちょっと私が説明します。

○小山国務大臣 法律に書いてありますが、解釈はいろいろあると思うのであります。そこで、おそらくその解釈上の疑点を明らかにするために、

そういうことをしたのであらうと思うのであります。が、おそらく昭和三十年で、まだいまと時点が違いますから、そこで、そういうものが必要であるかどうか、もう一度検討してみるのがよさかではあります。

○勝澤委員 法律の解釈じやないのです。先ほど労働局長が説明したでしょう。法律的には、給与と退職金と、いま言いました労働条件というものは別なものです。法律上は、たとえば働く労働時間は給与と退職金の中に入ります。関係があるなら、何でもかんでも関係があるというのです。建設省所管の問題と何でも関係がある。たいしたことはないですよ、こんなもの。何もむずかしい話じやないですよ。もう少し公団側に自主権を持たせなさいと言ふのです。公団側に自主権を持たせなければ、労働組合が話ができずに、いつもストライキばかりやっておいて、ストライキをやらせるために公団をつくったようなものじやありませんか。だから自主的に解決させるようにしなさいと言ふんです。

○小山国務大臣 御趣旨はわかりますから、やめる方向で検討してみます。

○勝澤委員 団体交渉の相手として、当事者能力がどの程度あるかということ、今度は公団にお尋ねしたい。三公団の中で、南部さんがわかりやすいです。あまりしるうとをついて、いじめ、いい答弁ももらって同じことですから……。団体交渉の相手として、あなたのほうは、一体どの程度まで自主的に判断して回答ができるのですか、そういう点を明確にしてもらいたいい。

○南部参考人 お答えいたします。ただいまお話がありましたように、理事者側といたしましては、給与並びに退職金あるいは予算につきましては、監督官庁の承認が必要なのわけでありまして、したがって、私もその範囲内においては、その承認が得られるほどの範囲内において、そうして諸般のその他の公務員なり民間なり

いろいろな資料も検討いたしましたして、それによつて、妥当であると考えられる範囲内において、組合側のほうにはその意見を表明しておるといふことに、現在なっております。

○勝澤委員 そこで、あなたはいま、給与と退職金と予算の範囲内で、あるいは諸般のと、こういうようなお話なんです、そうしますと、労働組合から行なわれているいま一番中心的な諸問題というの、これは給与の問題が一番大きいわけですね。そうすると、給与の問題というものは、団体交渉に出るときには、あるいは話を聞くときには、あなたのほうとしては、建設大臣の承認がなければ当事者の能力がない、こういうことなんです。

○南部参考人 公団側として回答する場合には、これはそれが認可を得られるという一応のめどがなければできませんから、これはそういう点における事前の打ち合わせは、もちろんしておることとは、現実として当然だろうと思ひます。

○勝澤委員 そうすると、業務の運営を正常に行なわなければならない責任があなたにはあるわけですね。道路公団なり、住宅公団なり、とにかく公団の中の仕事をうまくやるという責任はある、あるいは使用者という責任はあるわけですね。しかし、今度はその人についての給与の問題になると、私ではだめだ、一々建設大臣の認可を得なければならぬ、こういうことなんです。どうなんでしょう。

○南部参考人 現行の法制では、そのようになっています。

○勝澤委員 労働省にお尋ねいたしたいのですが、労働組合法における使用者というのは、どういうものが使用者ですか。いまのような公団というの、使用者なんでしょうか、どうでしょう。

○三治府委員 使用者でございます。公団、事業団はもちろんです、法令で特殊法人としてある。それが法令上制限を受けておるにいたしまして、しかし公団の中における労使関係においては、労働法上は、当然完全なる使用者と云つて間違いないと思ひます。

ございません。

○勝澤委員 その使用者が、いまお話しになりましたように、給与の問題については能力がない、こういう場合においては、労働省はどういうように取り扱つたらよろしいでしょうか。

○三治府委員 労使関係については、一面において、労組法、労働法という関係で規定されておるわけでございますが、一方、公団法というふうな事業法、事業の正常な運営上いろいろの制限なり規定なりが書いてあるのですが、その間の調和は運営によつてはからざるを得ないわけでありまして、それは実際のいろいろの場面がございます。たとえば三公社五現業のようにストを禁止している場合には、いわゆる強制仲裁制度を置くとか、完全ないわゆる団交権まで禁止しているところにおいては、いわゆる人事院というふうな第三機関において、勧告権をもつて給与の維持、改善をはかるといふような、いろいろの方途があるわけでありまして、公団、事業団等のいろいろの特殊法人、いわゆる政府関係機関においては、労働関係においては、一般的に、事業法のいわゆる制約の範囲外においては、民間と同じように労組法、労働法上適当であると判断して、現行法制になつております。しかしそうかといつて、事業法において規定している制限というものが少しばかりあるからといつて、それで使用者の資格はない、当事者能力はないといふふうには考えられないわけでありまして、現行の法制上からいけば、三公社五現業より以上に自主性が与えられているといふに、われわれは解釈しているわけでありまして、特殊法人は、法的にはどの程度の自主性が与えられていると見ますか。

○三治府委員 自主性は、結局、事業法に規定してある、先ほどから議論になつております、予算上の制約、並びに給与、退職金の制約というふうな明記されてある以外の問題については、法制上は、自主性が与えられているといふに言つていいと思ひます。

○勝澤委員 その問題はまたあとにいたしまして、大臣にお尋ねいたしたいのですが、公団と公団側の組合との団体交渉においては、いま一番中心になる給与等の問題については、形式的な話し合いしかできずに、実際の問題を解決する力を持てない、こういう回答が公団側からあつたわけですね。給与については自主的に自分のところで解決する力を持てない、ということになりますと、これから公団側の労働者の要求については、給与というものは、やはり一々あなたのところへ公団を通じて話をするよりも、建設大臣が直接団体交渉をするべきだと思ひますが、どうですか。

○小山国務大臣 給与の交渉は労使間にあるのであります。建設大臣はいわゆる使用者になつておられますから、現在の法制のもとにおいては、それは不可能であります。同時に、いま問題になつております給与の問題について、権限が非常に狭められておるのじゃないかといふことは、冒頭に申しました、公団そのものの性質からくるのであります。つまり民間企業であるならば、こういうような制約はないものを、つまり民間企業ではできないような仕事で、しかも国民の利便をはからなければならぬ、一方においてそういう使命を持つておる、そしてその資金は政府の責任において調達するのだ、こういうふうな特殊な性格からくるのであります。それを全く民間の責任で、資金の調達からあるいは会社の運営からすべて労使が責任を負つておる、こういうものとおのずから違ふところ、おのずからなる制約が出てくる。これは法律もそれを認めて、国会を通つたものである、こう思つております。

○勝澤委員 あなたが言うように、公団を設置をしたならば、公団の運営をうまくやるならば、事業の運営だけでなくて、人の運営についても、公団設置の意義に沿つた運営をすべきなんです。事業の運営だけを考えて——事業は人だといふから、その人の運営について妙を得なければいけない。運営について妙を得るためには、人を使う人、使用者について十分な権限を与えて、使用者

に能力を与えておいて、人を使わせなければいけません。その使用者に、一番中心になる給与の問題について、おまえは能力がないのだよと与えておつたならば、仕事をせよ、せよ、仕事をすることは少し歩増しをくれ、歩増しのほうは建設大臣に相談してからしようじゃないか、仕事はせよ、せよ、これじゃ仕事が出来ない、仕事はあたりまえですよ。仕事をせよと言ふなら、やはり、おまえが仕事をやるから、これだけ与えよう——これは選挙だつてそうだけれども、票をくれ、これと言つたつて、なかなかくれない、うまいことを言わなければ票にはなかなかならぬから、選挙だつて同じことですよ。仕事も同じことですよ。公団の総裁以下に、とにかく大臣よりも各局長よりも高給を与えて、みな先輩をそういうところに送り込んで、そして仕事をやらせてもらつておるわけですから、そういう人に十分な権限を与えてやることによって、公団がうまくいくわけですね。それを、権限を与えずにやつてゐるのだから、これは役人の捨て場所だと言われるのはあたりまえじゃないですか。あるいは天下り人事だと言われる。そうじゃないのですよ。せつかく二十年、三十年役所にとつて、経験が豊かで、五十五、六十になつて、もう月給が高くて使い切れない、あつたが詰まつておる、だから何とかよそにいく道をつくらうじゃないか、といつてつづつたのが公団なんです。理由は何かありはせぬですよ。だから、第二の人生を一生懸命やつてくれる人たちに、どこからも制約をされずに思い切り仕事をしてもうためには、公団というのは私はいい場所だと思ふのです。ですから、私は皆さんの月給を払つてもけっこうだと思ふのです。しかし、その人に適した仕事を十分やらせなければいけません、やらせないようにがんじがらめにしておいて、その中で、いつまでも、いままでも自分が使つていた部下から一々指図をされなければならぬ、きまらぬといふことじゃないか。だから、公団のつくつた意味といふものが、そこで問題になつておる。これは臨時行政調査会でも問題になつております。

が、話を聞いて、皆さんは、これはやはり何かどこかで何とかしなければしょうがない、皆さんも困るし、うしろにおる公団も困るし、使われている者も困るのです。ですから、それをどう解決するかといえば、やはり建設大臣がこうだといって、前向きにものを解決する。そのでこ入れに、やはり労働省の方も、人を使うときにはこうしなければいかぬというのが当然だ、民間のみせしめができないのですから。そこでやはり形式的に、団体交渉だと思ふのです。それはやはりあなたたは使用者だといつておつても、うしろの公団のほうでは、使用者ですけれども、給与については大臣の承認をやらなければできません、と言つておるのです。それじゃまん中に入れて、両方から責め上げてせんべいにするよりも、給与の問題になつたら、大臣は法制上は使用者じゃなくても——法制上でも、公団法からいへば使用者です。給与と退職金は建設大臣が承認をせよというのですから、まあちよつといへば、法制上でも半分ぐらい使用者ですよ。ですから、私は、建設大臣は、やはりこの公団における給与の問題については、一緒になつて、団体交渉に應ずべきだと思ふのです。あるいは団体交渉が無理ならば、やはり話し合いに入るべきだと思ふのですが、いかがですか。

○小山建設大臣 給与といひましても、どういふ職種にはどの程度の給料を払うべきか、これは個々の一人一人の職種なり、その能力なり、責任なりにおいてきまる問題でありますから、そういうことは常時見ておる使用者がやつていくのが一番運営の妙を得るわけなんです。ところが、給与の基準となりますと、これは国の予算の問題になりますし、今度はまた、一方においては、料金が高くなるか安くなるかという問題にもひつかかってくるわけでありまますから、これは国家公益の問題である。そういう面で、その基準については建設大臣の承認を要することになつておるし、建設大臣はまた、大蔵大臣と協議をしなければならぬと、こうきめておりますのはそういう趣旨だと思ひます。

○勝澤委員 そこで私は、そういう一人一人のこまかい問題は、それは大臣、そんなのはやらぬほうがいい。そんなのはまかせておきなさい。だから、基準については、大臣ぜひやっていたいだきたいと思ふのですが、いかがですか。

○小山国務大臣 基準については、労使問題でいろいろ交渉がありまして、そうしてそれを建設省に持つてくる建設省は、他の公務員その他とのつり合いを見まして、妥当であるかどうかを判断いたしまして、協議をする、こういうたてまえに法律はなつておるわけです。これはそれでいいんだと思ひます。

○勝澤委員 だから、基準については、公団は総裁以下、当事者の能力がございませぬ、使用者の資格がございませぬと先ほど答弁があつたわけですから、資格のない者同士で労働問題を起して、争議を起しても、解決しないわけでありまますから、資格のある建設大臣とおやりなさいというのです。公団法の精神からいって、違法でも何でもなしと思ふのですが、いかがですか。

○小山国務大臣 それは、あなたも長い間国会議員をやつておられるから、御存じだと思ひますが、法律にはそう書いてあるのです。法律が直らなければそれはいけません。

○勝澤委員 だから、法律にそう書いてあるのですから、だから、私は法律に書いてあるとおりにやりなさいと言ふのです。法律に書いてあるのは、基準については建設大臣の承認を得なければならぬ。だから、建設大臣の承認を得なければならぬ。結局、公団の労使では話がでないわけですから、話がでない問題は、建設大臣がおやりになりなさいというのです。別に矛盾はないでしよう。

○小山国務大臣 承認というのは、第三者が——建設大臣以外の人たちがやつたことを承認するのを承認といひます。一緒に直接やるのは承認とは言ひません。

○勝澤委員 よくわかりました。そこで大臣、しかし現実的に、今度は、公団は

あなたの監督下にあるわけでしょう。これは公団法できめていますね。公団は建設大臣が監督する。監督する公団が、公団の労使双方で当事者の能力がないために——労働組合のほうは当事者能力はある。労働組合のほうは自由に妥結する権限があるわけですから。しかし片方の公団側が権限がないですから、それで紛争の起きた問題については、建設大臣として、調停という言い方はいいか悪いかわかりませぬけれども、せめてそういう問題があつたときぐらひは、建設大臣のほうから、進んで公団側の労使両方に会つて、どうなつておるのだといつて、中に入つて解決することが、これは国民の道路公団や住宅公団、こういうところでは紛争が起ることを防ぐわけですから、国民のためにいいことだと思ふのです。そういう点どうでしょう。

○小山国務大臣 どうもその点は、私は賛成いたしかねます。

○勝澤委員 そうすると、あなたは公団の労働組合にはときどきお会いになつておるのでしょうか。どうなんですか。

○小山国務大臣 まだ公団の組合とは労使関係はなないわけでありまますので、別に会つておりません。

○勝澤委員 これは日教組が文部大臣に会うとか会わぬとかいう問題とは違ふわけですから。ですから、公団の労使の中で紛争が起きたときには、やはり建設大臣は労働者側に会つて、その状態がどうなつておるのだ、どうなんだと、たまには意見を聞くことは、私は建設大臣の職務の違反じゃないと思ふのです。法律もそれを望んでおるし、国民もそれを望んでおると思ふのです。ひとつそれはぜひ御検討願ひたい。大臣があれでしたら、官房長のほうで、それくらいのこととは世間並みにやはりやつて、問題が起きないように私はしたい。その回答は求めないほうがいいと思ひますから、求めません。

そこで、最近公団側で、年度末手当の話が少しもつれておるということをお聞いておりますが、いまだどうなつておるかというお話を、三公団から簡

単に御説明願ひたいのですが、南部さんのほうからひとつ……。

○南部参考人 年度末手当の問題につきまして、実は、昨年末の年度末手当が、十二月二十六日の午前二時という時点で妥結するまで、年度末手当としては、時間的には非常にぎりぎりのところまでできておつたわけでありまます。その際に現在お呼びいたたいおる三公団だけ年度末手当という制度がないわけでありまして、昭和三十一年より年度末手当の新設に努力するという覚え書きによつて、年末手当の妥結をはかつたわけでありま

す。したがいまして、この覚え書きに基づきまして、現在までいろいろな折衝をしておるわけでございますが、年度末手当の新設に努力するということをわれわれが覚え書きとして約束いたしましたのは、第一に、年度末手当というものの制度そのものがございませぬので、これは先ほど来の議論のように、この制度を新設することについて監督大臣の認可が要る、それから第二には、それに伴う予算措置が要るという二つの問題がござい

ますので、当時、年度末手当を三十九年度から新設を行なうという約束はわれわれとしてはできないわけでございます。そこでそれらの問題について努力をするということにして、その後もいろいろ監督官庁との問題について話し、それからそれらの事情につきましては、組合側とも話を進めておるという状態でございまして。

○浅村参考人 道路公団の場合も、ただいま住宅公団からお答えしたとおりでございます。

○藤本参考人 首都公団も同様の事情でございます。

○勝澤委員 そこで、年度末手当の制度化については、三公団とも、労使話し合つた結果、努力をするということで、約束をされて、努力をしてきたのですか、どうなんでしょう。また努力をしてきた結果、建設省はどう言つておるのですか、南部さん。

○南部参考人 この覚え書きの趣旨に沿つて、われわれとしては、まず第一に、制度がなければ給

与の支給をすることができない、制度の新設が第一であるという認識に立ちまして、制度の新設について、いろいろと監督官庁のほうと話し合いをしておるわけでありませう。

○勝澤委員 その結果建設省はどう言っておるのですか。建設省がどう言っておるのかということ、国家公務員と、あるいは建設省の中の三公団以外に——水資源開発公団は建設省ですね。いろいろありますが、そこはどうなっておるのですか。

○南部参考人 水資源開発公団は建設省の所管ではございませうが、阪神高速道路公団等においては、年度末手当の制度はございませう。

○勝澤委員 ですから、ほかの公団も年度末手当が制度化されている。それから国家公務員も年度末手当が制度化されている。いないのは三公団だけだ。それであなたのほうは努力すると約束されて、努力をしているのですか。建設省はどう言っておるのですか。

○南部参考人 建設省の御意見は、これは大臣もおられますことですが、われわれがいろいろ折衝した限りにおいては、これはまだ、三十九年度における制度の新設について、御了承はいただけないという状態であります。

○勝澤委員 それで、三公団は了解をしているのですか。国家公務員のほうは年度末手当の制度がある。ほかの公団も年度末手当の制度がある。三公団だけがない。これじゃ労働組合もおこるのはあたりまえでしょう。むしろ私はよくお二人がきょうここへ来るまで、この問題を解決せずに出たかと思うのです。私が役員なら、こんなばかばかしいことはできませんと、辞表をたたきつけてやめてしましますわ。またどこかの役所に頼めば入れてくれるのですから……。こんなばかばかことがあります。何か知らぬけれども、三公団はどこか弱味があるのじゃないですか。それは何かあるのでしょうか。理由が明確じゃないじゃないですか。これは世間へ行つて説明のしようがないですよ。どうでしょうか、南部さん。あなたが一

番言いいものだが、ほかの人でもけつこうなんですよ。

○南部参考人 これは制度の問題が第一であるということ、まず御説明として申し上げたわけでありませうが、もう一点、予算上の制約といたしまして、予算上の問題もございませう。それから年末手当の要結の際に、そういう年度末手当の問題を考慮に入れて、それだけをあらかじめリザーブしておこうという考えで、公団側の原案を提示した公団もございませう。そういうような関係で、年間の特別手当全体を考えてみますと、公団側としては、年度末に支給すべきものも大抵年末に支給し尽くした。予算上の金の問題からいって、二つの問題がここにあるわけでございます。私どもとしては、いまおっしゃるとおり、公務員にもあり、ほかの関係機関にもある制度でございませうので、この制度を設けていただくように、建設省のほうにはお願いしておるわけでございます。

○勝澤委員 先ほど道路公団の理事の方が言われておりましたように、三つが一緒に話し合いを進めたかどうかということについて、各企業企業の問題がありませうと、こう言つたでしょう。ですから、政府機関でも、全部いろいろ問題があるわけですね。ほかの省でも、みんな問題があるわけですね。その問題問題によって、その場その場でもって解決しておると思ひます。ですから、年末手当が解決したからといって、年度末手当は別問題なんです。ですから、あなたがそういうものの考え方をされるのはおかしい。あなたがここで言えるのは、私も年度末手当は新設したいと思ひます。建設省が許可しないので困ります、建設省の許可しない理由はわかりませう、皆さん何とか私どものほうの年度末手当を制度化するようにしてください、というのが、わざわざ来てもらった理由なんです。

そこで、この二月の十六日に、交渉委員代表として、あなたと住宅公団労働組合の玉川さんの間に確認書が出されておりますね。この確認書を見ますと、二月十一日に団体交渉を行なつて、年度

末手当は制度化に努力中である、組合はもう了解がついてはいるはずだといけれども、私のほうはまだ内部の打ち合わせがついていないから、もう少し待ってこれといふことで、この十一日の団体交渉は持ち越しになった。そして引き続いてやつた十六日の団体交渉では、三十九年度から年度末手当の制度化について実質上の了解がついてることを認めた。こうしてあなたは、この年度末手当の交渉経過の確認書に判を押されておるわけですが、これは事実ですね。あとから取り消したのとは別として、この時点においては事実ですね、いかがですか。

○南部参考人 確認書の当時のあれは事実でございませう。それは、事実いろいろ誤謬がございませう。それで、あとでそれらの点をほつきりさせるためにあれしたという経過になっております。

○勝澤委員 とにかく、これは一月の二十七日から行なつてきた団体交渉で、二月の一日に行なつた、この書面では、二月十一日によつて、組合はそう言つておるけれども、私のほうは建設省と話がついていないと言つておる。それが十六日になつて、今度は、初めて建設省との間に年度末手当の制度化については実質上の了解がついてることを認めた、それで判も押されておるわけですね。三十分だつたか一時間だつたかよく知りませうけれども、そのあとでまた、それは違ふと言ふ。あなたは判を押しているのじゃないのですか。これを御説明していただきたい。一点の疑いもない確認書です。両方が確認をした事項ですから、団体交渉の当事者能力があるなにかかわらず、あなたのほうは、とにかくわざわざ十一日に話をしたやつを十六日に延ばして、建設省と打ち合わせて、労使双方が確認をした確認書が、三十分か一時間たつて、前のは違ふのだと言つて、また判を押されるということはどういう考え方ですか。この点いかがですか。

○南部参考人 制度化一般について、先ほどから申し上げておるやうに、公務員にもあり、あるいは他の政府関係機関にもあるという事態でござい

ましたので、われわれとしては、制度化については承認がいただけるものというふうにおつたわけでございます。ただ、その制度化の時点が、三十九年度に行なわれるのか、あるいは四十年度になるのか、あるいはそれ以後になるのかという点についての確認に、事実誤謬がございまして、そのために、十六日の日の団交におきましては、その点を明確に組合にもお話しをいたしまして、そうしてあとに交渉経過確認書の第二の確認書をお互いに取りかわしたという事態になつておるわけでございます。

○勝澤委員 この、あなたが確認をした確認書で、年度末手当の制度化について建設省と了解がついたということについて、確認をしたそのあとで、確認できなくなつたのはどういふ理由なんですか。その点を明確にしたいでございます。

○南部参考人 これは時点の相違でございませう。三十九年度と、四十年といひますか、将来といふことの、時点の相違の事実誤謬であります。

○勝澤委員 私はもうちょっとわからないので、三十九年度の年度末手当の制度化が組合と問題になつておつた。組合のほうの認識によると、建設省と了解がついたはずだと言つたら、あなたのほうは、よくわからないから待つてくれと言つて、四日待った。四日も待つて、十六日によつたら、了解がついたといふことを認めて、この確認書に判を押しておるじゃありませんか。この確認書に判を押した確認書は間違ひだ、私が間違つて確認書に判を押したからといふので、そのあとでこれを確認されなかつたといふのはどういふわけですか。事実誤謬だとかんたか言つておるのです。もう少し具体的に、建設省の何とか何と何と話をし、こういう話になつたから、いいと思つて判を押した、判を押したけれども、こういう話になつたから、これはだめなんだと、こういう話をしてくれなければわからないじゃないか。そこに当事者能力をどれだけ持つておるか。あなたは総裁の代理なんですか。住宅公団の総裁というのは、

当事者能力というものをどれだけ持つておるか。労使双方の確認をし判を押ししたものでさえ、建設大臣のところにいくと、それはだめだといわれて、破棄せざるを得ない。これは極端にいえばたいへんな問題ですよ。専門的に、労働組合の立場からいって、重大な問題だと思ふのです。とにかく確認された事項が破棄された。そして、その間に十分時間と目を与えて、相手方と相談する余裕を与えておるのですから、やみくもにものごきまされたわけではない。もう少し詳しく御説明願いたいと思います。遠慮する必要はないのですからね、建設大臣も……。そのために、建設大臣に聞いてもらおうと思つておるのですから。

○南部参考人 十一日の時点における、組合とのいろいろな交渉経過等についての議論がございまして、そのときに、組合側としては、監督官庁といひますか、建設省人事課長といひる話をしておる社会党の先生方がおられるわけがございまして、この話において、制度化については話がつかないというふうな自分のほうでは聞いておる、ということがあつたわけでありまして。その時点が、実は二月に入つてからの時点であるという話があつたものであります。その点の確認に、——十二日には、私は、建設省の人事課長と、その点についての話の内容を、私が直接立ち会つてゐるわけがございませんで、それを確認に行つたわけがございまして。その時点においてこの話というふうなものについては、これはやはり組合側にも、そういうことではないということをする説明したわけがございまして、それが、どうしても話の行き違ひがある、そういうことではないだらうというふうないろいろなやりとりがございまして、これは全部録音テープがございまして、そこで、制度化については異議がないじゃないかというふうなわれわれは聞いておる、という組合側の話について、制度化については、かねてわれわれも願つておるところであるし、ということ、これはわれわれとしても制度化に努力しておる現在において、問題はないということで、お話をした

わけであります。そのときに、三十九年度からか、四十年年度からか、という点の確認を、もう一度はつきりする必要があるということで、十二日の日以後、その点についての打ち合わせをしたわけがございまして、その過程において、三十九年度からの制度化についてはいまだ検討中であつて、はつきりこの点については了承は与えられないという、いろいろな話もございまして、そこで、あとのように、私の連絡不十分なり事実誤認の点を、るる組合側のほうにも申し上げまして、あとの、制度の新設についての見通しの確立した後において、一切のこの話に入らうということの確認を、組合側も了承した上で、取りかわしたわけがございまして。

○勝澤委員 私は十二日の時点のことを言つておるのじゃないのです。十二日の時点は組合側のほうでは、いろいろ聞いたところが、建設省も了解がついたから、これは制度化について判を押しす、とにかく約束しようと言つたのでしようけれども、十二日時点では、あなたのほうも、まだ私のほうではよくわからぬから取り調べをする、ということと別れてゐるのではありません。それを十六日の時点では話がついたからと言つて、あなたのほうも判を押ししているのではありませんか。その十六日の時点で、——十二日から十六日まで日があるわけですね。その間に建設省と打ち合わせした結果、制度化についてオーケーだとあなたのほうは言つて、わざわざ確認書に判を押ししているのではありませんか。その判を押ししながら、そのあと、なぜそれが破棄されるようになったかという説明を、私はしてもらいたいと思う。その説明をしない、自分で署名、捺印したやつを、おい、さつきやつたやつは間違ひだつた、もう一回やり直してくれということ、次は直つてゐるでしよう、どうなんですか。その点をもうちょっと説明してください。

○森山委員長 南部参考人に申し上げますが、いま少し箇切のいい答弁を要求します。

○南部参考人 十六日の前段の確認書と、それか

ら後段の確認書というものは、同じ十六日です。同じ日の国交において行なわれたのでございまして。したがひまして、十六日のこの両方の確認書を対比していただくと一番いいのですが、十二日の日において、事実上了解がついてゐたと認めたことは事実の誤認であつて、この点についての説明をるる組合側に申し上げまして、そうして同じ日に、あとの確認書を取りかわしたわけでありまして。十二日の確認書といひますか、前の確認書は、事実確認の問題でございまして、そのときは、そのような私の事実の誤認なり、連絡不十分から、こういうことになつたということをする話をした結果、あとの確認書を、組合との間に取りかわした、こういうことになつておるわけがございまして。

○勝澤委員 前の確認書は、十六日の何時ごろ調印したのですか。あとの確認書は何時ごろ調印したのですか。

○南部参考人 この間どのくらい——正確にいつて三十分か一時間か、とにかくいろいろのやりとりのあとで同日の団体交渉の席上で、行なわれたことは事実でございまして。

○勝澤委員 そうすると、十六日の日に、制度化についての実質的な了解がついたという確認書が出て、それから少したつた時間の中で、いや、実はそれはまだしつかり話ができていなんだという確認書ができた、こういうことですか。

○南部参考人 前の確認書というのは、事実の確認で、事実十二日のことを言つておるわけがございまして。

○勝澤委員 私の確認書とあなたの確認書と交換してみてもいいませんか。確認書が違ふようですか、これをちょっと見てください。これはあなたのやつた確認書ですから、これで間違ひがないかどうか。(勝澤委員、南部参考人、に書類を示す) それじや間違ひないですね。

そこで、前のほうは事実の確認書だとあなたは言ひますが、こう書いておるじやありませんか。四項に、「一九六五年二月十二日の団体交渉に於て

公団は建設省との間に三十九年度からの年度末手当制度化について実質上の了解がついてゐることを認めた。よつて十六日午後一時より数字の話し合いに入ることを双方確認した。」こう書いてあるじやありませんか。このことは二月十二日の団体交渉において、とにかく組合側と公団側の話がちがはくであつた。だからあなたのほうはこれを確かめた。確かめた結果、話し合いがついた。そして数字についての話もしようということ、これは二月十六日に調印されてゐるじやありませんか。ですから、二月十六日現在において制度化ができて、数字の話し合いをしようじやないかと申つて双方確認し合つたものであつて、実は違ふんだと、こうなつておるでしよう。だからその理由がわからぬですよ。あなたはさつき、組合側にいろいろ説明をして了解を求めた、こう言つておる。その組合側にいろいろ説明して了解を求めたというの、実はここで話はしてゐないわけですね。それを、私は話をしてくれといひます。それを話してもらはないと——一回確認してもう調印をしたものが、逆に言えば、破棄されておるわけですね。その点いかがですか。説明がでないならできないでけつこうですよ。大臣がおるところで言ひにくいこともあるでしようからね。

○南部参考人 十六日のこの二つの問題は、前の制度化について実質上の了解がついてゐることを認めたというの、私の誤認に基づくものであつて、そこら辺のところをるる説明したわけがございまして。その結果、確認書に労使で調印をしてゐるという状態がございまして。事実の誤認と申しますのは、制度化については、私どもとしては、当初からの制度があつたことが望ましいというところで努力しておるわけがございまして、そういう意味で、できるだけ三十九年度からの制度化について、実現を、いろいろ建設省とも話をしておつたわけがございまして、ただ制度化をして、実際の金を支給できるかどうかという問題になると、これは非常にむずかしい問題がいろいろほかに出てくるというふうな観点もありまして、この

四日の間、制度化しても金が出ないということであるならば、制度化そのものが意味がないではないかというふうな問題も、その後検討いたしまして、この別添の二のほうの覚え書きを、組合側と話をあつたわけでございます。

○勝澤委員 あなたの言ったところの辺のところはわからない。まあわからぬままにしておきましょう。そのほうがいいでしょうから、わからぬままにしておきましょう。

〔委員長退席、三池委員長代理着席〕

しかし、十二日の時点と十六日の時点——十六日の時点まで、あなたのほうで建設省と相談をされた結果、このものが調印をされた、組合も思っているし、私も思っているわけです。大臣、そういう経過があったわけですね。そして、三公団とも、年度末手当の制度化については熱望しておることも事実だと思つておる。これはつまり合点上当然ですから、公務員もあるいはほかの特殊法人もみな制度化されているわけですから、三公団も制度化してもらいたいという熱望をしておる。制度化をしたけれども、金がなければ困る。しかし金を出すことについても希望を保持しているし、出したいと思つている。具体的な内容としては、これは住宅公団の言い直した、あとの確認書です。この確認書について「公団へ、年度末手当ノ制度化ニツイテ建設省ノ了解ヲ得ラレサエスレバ、直チニ実質的ナ数字ノ割合ニ入ル用意ガアル。シカシ、制度化ニツイテ建設省ノ了解ヲ得ラレナクシテ、数字ノ割合ニハデキナシ、実質的ナ団体交渉ハ成リ立チ得ナイモノト考エル。公団へ、前項ノ実質的ナ団体交渉ヲ何時カラ行ナウカニツイテハ、現在ノトコロ明確ナ見通シガ持テナイ。」で

すから、年度末手当について、建設省が何とか言ってくれなければ話ができません、いつやるのかということも、建設省がどう言ってくるかわからなければわかりません、こう言う。実に私は情けない状態だと思うのですよ。公務員は、曲がりなりにもまきまつている。よその公団も曲がりなりにもまきまつている。しかしこの三公団だけはこう

いう立場にある。それで労働組合法の保護を受けて、ストライキができる団体なんです。だからストライキをやらなければ解決しないなら、ストライキをやらせるためにこういう公団をつくつたのでしよう。ストライキをやらなければ問題が解決しないわけですから。しかし、ストライキをやらせるのが、建設大臣やあるいは各公団の総裁の任務じゃないと私は思う。ですから、ここに言っているように、実質的な数字の話合いに入る用意があるということとは、ある程度年度末手当を出す具体的なものはある、財政的には、とにかく年度末手当を出せる、こういうことになっているわけですね。ですから、制度化の問題——私はここで、公務員並みに出すとかあるいは民間並みに出すとかいう数字は申し上げません。しかし年度末手当が三公団だけ制度化されていないということとは不合理であります。手当の額が多い少ないは別問題として、やはり三十九年度から制度化をして、企業に見合った手当というものを出すべきだと思うのですが、大臣、これは問題を前向きに解決するために、私はぜひ解決のための方法を講じていただきたいと思う。どうでしょうか。

○小山国務大臣 だんだん伺いまして、よく事情もわかつたのでありますが、年度末手当の制度化については、われわれも異存はないのであります。これは制度化をしたいと思つております。ただ、それを三十九年度から実施するのか、四十年年度から実施するのかという点に食い違いがあります。と申しますのは、私も何度も申しましたように、公団には予算上の制約がある。予算上は、年度末手当という制度がないのでありますから、三十九年度分として、お盆の手当も暮れの手当も出したはずであります。そこでわれわれとしては、もし年度末手当という制度があるとするならば——ないから分けなかつたのであります。あるとするならば、当然暮れと三月に分けて払うべきものを、その制度がないために、三十九年の年末に払つた、こういうふうな理解しているわけでありまして、制度としては望ましい制度であ

りますから、これをつくるにやぶさかでありませんが、実施は四十年年度からにしたい。というものは、他の公務員とのつり合い、全体の給与のつり合い、そういうものを考えて、これは四十年年度から実施するなら差しつかえない、こういうふうな考へておられるわけでありまして。

○勝澤委員 三十九年度に、三公団だけ年度末手当のきまりがないというわけなんではないでしょうか。ほかの公務員もほかの公団もみなあるわけですから、それはどういうわけでしょう。

○小山国務大臣 詳しいことは、私も知りませんが、官房長に答えさせますが、おそらく沿革的にそういうふうになっておつたんだろうと思ひます。ほかとのつり合いもあまりよくありませんから、制度として認めることにやぶさかでないと思ひ上げておられるのはそのことなであります。ただ何度も言いましたように、予算というものは総額で押えているわけでありまして、そこで、三十九年度の実施となりますと、最初予定しなかつた以上の資金を出すということになりますので、これはほかとのつり合いよりよくない、こういうことで、四十年年度から実施するなら差しつかえない。三十九年度に制度をつくつて、三十九年度からそのままだと、いろいろなつり合いがこわされてくる、こういう判断をしているわけでありまして。

○勝澤委員 大臣、つり合いたとか振り合いたとかいうことを考へていること自体、公団をつくつたのが無意味だということです。ですから、公団の自主性というのを最初から私は言っているわけですね。考えれば考へるほど、公団というものは何のためにつくつたんだということについて疑問が出てくるわけですね。公団をつくつた。そしてつりばなスタッフをつくつた。りっぱな建物を与えていく。多くの権限を与えて仕事をさせている。その人に、今度は人を使う面だけはワケをはめていく、こういうことが問題だと私は思ふのです。そういう点を言っているわけですから、その点は、建設大臣も、できるだけ公団をつくつた趣旨に

従つて、自主的に、自立的な運営ができるようにさせなければならぬと思う。そういう立場でのことを考へてみますと、今日の段階で、いろいろ前の理屈はあるとします、理屈があるとしても、三公団だけが、建設省の持つておる公団だけが年度末手当を出さないということは、やはり建設大臣、器量がなさ過ぎる。ですから、私は額の問題は言いませんというんです。額の問題は言いません。額の問題は組合と公団との問題でしよう。しかし、制度化をすることに付いて、そんなに四十年年度を固執することはない。額の問題は別とするならば、三十九年度から実施をしたとしても、私は、ほかとの振り合いからいって、また建設大臣の器量として、それぐらいのことは当然だと思ふのです。理屈が通ることですから、どこへ行つても話ができることですから、できないことじゃないんです。私はどこかの公団の団体交渉の議事録を読んだら、公務員より平均一割五分ないし二割を、私のところは給与の標準にしていますと言つて、答弁に出ておる。これは議事録で、その公団の人事部のニュースに載つておるから間違いない。ですから、問題はいろいろあります。過去の問題はあつても、今日の段階で、相手は自主的な、とにかく力を持っている労働組合に対して、建設大臣が年度末手当の制度化だけで労使を紛争させて、大衆に迷惑をかけるようなストライキを挑発する行為は大臣、私は国民の代表としてやめてもらいたいと思ふのです。これは大衆に向かって、世間に向かって、建設省三公団だけは年度末手当がもらえないんです、ほかの公務員、ほかの公団はもらっているのに、私たちだけもらえないんです、それは建設大臣がいい建設大臣だから、ぼくらにストライキをやらなければもらえないといっているんですといつたら、目もあてられない。大臣、制度化させる、金額については十分相談をする、これは当然公団法にきまつておるんですから、そこらのところは、しておいて、一歩進んだ自主的な解決ができるように、私はこの委員会としてあげたいと思ふのですが、いかがでしょう。

○小山国務大臣 先ほどから何度も申しますように、私は、おわかり願ったと思うのでありますが、制度化は望ましい。したがって、われわれもこれをそういう方向で解決したいと思っております。ただ、三十九年度から実施するということになりまして、三十九年度の暮れに、年度一ぱい分とわれわれが思っているものを払っているわけですから、したがって、それだけ年度末の三十九年度から実施をしますと、その分だけが給与としてプラスになります。そうしますと、御承知のように、いま公団の給与あるいは手当は国家公務員よりよほど高いですね。ですから、さらにその格差が拡大していく。そういうことは望ましくないんだ、こういう判断のもとに、そこで、四十年年度からあらためて、新しい制度のもとにひとつ考えていこうじゃないか、こういうことを言っておるわけですね。

○勝澤委員 そのことは、私も、公団側からも組合側からもよく聞きましたよ。そのよしあしについて、あなたと論争するのはつまらぬと思うのです。そうすれば、当然、一体、与えられたワクの中で、与えられたワクだけやっておればいいという、総裁、理事というのは何のために高給を出しておくのかということになるわけですね。そんなところは、理事とか総裁とかという名前をくっつける必要はないです。局長や首席監理官の下にあるわけですから、みんなその上を整理すればいいわけですね。あとは原局でやってきて、判を押しただけですよ。いままでは、仕事の発注まで全部、大臣の許可を得ているんですから、何もないんですよ。何もなしで公団なんですから、そうならざるを得ないわけですね。だから、総裁というものに能力を与えておいたならば、片方で、総裁は総裁として仕事をうまく運営していくたてまえの上で、年度末手当についてはもう制度化せなければならぬと思う。三公団の、当面しておる組合と話し合いをしておる責任者は、やはりそう言っておるわけですね。ただ問題は、建設省の壁だと言っておる。今度、建設大臣が、大蔵大臣にかりに話を

してごらんない。話のできないことはないではない。話のできないことを私は言っておるわけではない。金額をどう出せと私は言っておるわけではない。年度末手当を制度化して、三十九年度から出しなさいと言っている。何も不合理がない。いままで出しっぱなしになって予算がない。予算がなかったら、年度末手当については、やはり私のところもせめてよそ並みに、大蔵省並みにやらなければならぬから、出すようにしたいと思うから、何とかしてくれというくらい、それは大臣やるべきですよ。それがあなたでできないと言ったら、建設大臣、一体監督者の立場があるのかどうか、どうでしょう。

○小山国務大臣 そのところが、あなたと私の見解が食い違ふところなんです。要するに、公団というものは、予算上、あるいは法律上、そういう制約を受けておるのだ、という前提のもとにものを考えていたのだかないと、そこに食い違ひが出てまいります。いま、あなたは、そのためにストライキを懲罰するとおっしゃいます、そういう点は、公団というものはそういうものなんだという前提で、従業員も、最初、職を選ぶときは、そういうふうなことを選ばれたものでありましようし、そういう使命だと考えておられるものだ、こう思っておるわけですね。そこで予算上の制約があるならば、あるということは大前提なんです。それから、その予算上の制約を一体どう判断して予算を使うかということは、建設大臣の責任だと思えます。たとえば、いまここでお尋ねはありませんけれども申し上げてみますと、三十九年度の特別手当の支給状況を見ますと、三十九年度の公務員は全部で四・一カ月分出しておるわけですね。政府関係のほうはこれは推定であります。四・六。ここのほうが四・五多いわけですね。首都公団は、それに対して四・七三、これは国家公務員に比べて四・六三多いわけですね。道路公団のほうは四・八ですから、国家公務員に比べて四・七多い。住宅公団は、それに対して四・八、

やはり四・七多い。しかもその上に絶対額のプラスアルファがある。これは国家公務員にないのであります。そのプラスアルファは、首都公団については一万五千円、道路公団については一万四千円、住宅公団については一万四千二百円、こういうプラスアルファがあるわけでありまして、これをまたさらに基準の率に直しますればどうなるかわかりませんが、これがさらに二・三か三かふえて、五くらいになるのではないかと思います。そういうふうなことで全体として多いのであります。しかも、年末支払ったときには、こちらとしては年度一ぱいのものとして予定しておる予算を払ったわけでありまして、そこは、制度として三十九年度からするにしても、その実施は四十年年度からにしませんと、国家公務員との格差がますます拡大していく、つまり合点がなくなるだろう、こういう判断をしておるわけでありまして。

○勝澤委員 公団の性格からいって、それから各企業企業の内容によって違ふのは当然なんです。よ。そこにお並びになっておる局長と部長と課長と月給が違ふのは、これはあたりまえのことなんです。

(三池委員長代理退席、委員長着席)

あなたは、言うならば、部長と課長と月給が違ふ、率が多過ぎる、高過ぎるということを言っておるわけですね。ですから、よく働く人、よく仕事をやる人が月給が高いのはあたりまえのことだと思ふ。そのことをもって、年度末手当はよそはあつた、おまえのところはやらぬというのをおかしいと思ふ。ですから、私はつり合いのことを言っておるわけですね。その中身の額のことを私は何も言っておるわけではない。ですから、あなたも、四十年年度から制度化しようとするならば、三十九年度で、よそがあるのですから、よそがないなら別ですよ。制度化することについて努力するくらいのこと、私は当然だと思ふのです。あなたが努力をしなかつたら、問題が解決しないのですよ。三公団の理事者の御三名に出てき

ていただいて、お話を聞いてみても、建設省がきまらなければ、とにかく、公団と組合の考え方は一緒なんですよ。だからやはり建設大臣も前向きになって問題を解決するのだという形で、制度化について努力をして、金額の問題についてはいろいろ問題があつても、やはりその辺で問題を解決するという気がまえを示してもらわなければ、私はいけないと思うのです。まだだめですか。

○小山国務大臣 おっしゃる通りに、みんなよく働いているのです。よく働いているのですが、国家公務員も政府機関も、やはり同じようによく働いていると思うのです。同じように一生懸命働いておるそれの人たちが、横で比べてみると、基準からいえば、こういうふうな違ひ。しかも公団としては、最初の予算に、年度末手当、そういうものを含めて一切の予算を組んで、それはもう全部年末に払った、われわれはこう理解しているわけなんです。ですから、三十九年度はもうこれで済んだものとして、がまんをしてもらうて、四十年年度は新しい制度のもとに出発したらどうだ、こういうことなんです。

○河野(正)委員 ちょっと関連。

いま、勝澤委員の質問について、いろいろお答え願っておるわけですが、私は、いまの大臣のお答えには納得ができません。というのは、企業には企業の自主性、独自性というものがあることは、大臣も御案内のとおりです。そこで、いま大臣は、もう昨年一ぱいに出すべきものは出した、こういう判断から年度末手当を三十九年度実施するということが問題だ、こういうふうにお答えになった。ところが、先ほどからいろいろ話が出ておりますように、公団内におきます労使間では、ことしの二月十七日の時点において、三十九年度において実施すべく努力したい、こういうことなんです。ですから、それは大臣は、なるほど監督官庁で、監督する責任があると思ひますけれども、企業の自主性というものは、やはり公団内部の労使が一番よく理解いたしておると思うので

いては、何らかの政治的配慮というものをされることを強く要望したいと思うのです。そこで、大臣は大臣でいままで言われたような見解があることは、私も承知をいたしました。しかし、それでは見解の相違で、平行線でございますから、解決いたしません。そこでこの際、大臣としても、一歩高い立場から、ひとつこの問題の解決のために、労使間の話し合いの結果というものを尊重する、そういう前向きな形で、ひとつ取り組んでいただくことを強く要望したいと思ひます。その点についてはいかがでございますか。

○小山国務大臣 労使が互いに話し合いをするということは、これはけっこうなことなんです。それでまた、被用者側、いわゆる労働者側も、公団の使命というものはここにあり、その中にはおのずから資金的な制約もあるんだ、給与上の制約もあるんだ、ということも十分に理解をされて、そしてその職務に精励していただきたい。これは私の希望であります。したがって同時に、この問題に関する限りは、何度も申し上げますように、私もやはり国民に対して責任を負うわけですから、そこで給与の基準については、やはり公団といふものの使命、これは料金が高くなつちやいかぬわけなんです。そして、民間でできないところを、公団という国の力でやっているわけなんです。それから、そういう意味のあらゆる面において、やはり労使間においてもそういう点は十分に知っておいてほしいわけなんです。それで、繰り返して恐縮ですけれども、制度そのものを私は否定しているわけじゃない。制度はほかの公団や公務員にもあるのに、ここだけなかったのはむしろおかしい。これはさつそくつくることが望ましい。しかしそれを無理にやろうとしますと、いま申し上げたような公団の使命その他から考えて、これは妥当でない、この見解は変わりませんので、この点はひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○河野(正)委員 非常に誤解があると思うのです。といいますのは、大臣は、自分の主張を貫くことが国民に責任を負う道だ、こういうような言

い方をなさっておるわけですが、この臨時行政調査会の答申にもござりますように、これは民間資金の活用と同時に、やはり人間能力の活用というものを活かすといふことを認めていきなさい、というのを勧告をいたしておるわけなんです。ですから、大臣がおっしゃってありますように、自分の主張が通らぬとそれは国民の期待にそむくことだ、ということになりますと、これは非常に大きな問題になる。われわれの主張が国民の利益に反するということになる。そういうことではないのであつて、われわれはやはりこの公団の効率をあげていく、運営上の効率をあげていく、そのためには、やはり人間能力の活用といふものを活かす責任を負う道だ、こういうたてまえから提起をいたしておるわけなんです。この点について、大臣は、何か自分の主張が通らぬことには国民に責任を負うことができぬ、というような印象のことばでござりますけれども、私もやはりこの問題に円満に解決することによつて、国民に責任を負うていこう、要するに効率的な成果といふものをあげて国民に責任を負うていこう、そういう立場から発言しているわけなんです。大臣は、どうも自分の意見が通らぬと国民に責任を負ふことを言つておるようだ。その点、大臣、誤解もござりますから、ひとつ訂正を願ひたいと思ひます。

○小山国務大臣 いや、これはそういう意味ではないのであります。これはよくよく言ひましたから、話がなかなか通りにくかつたと思ひますけれども、労使が話し合いをしたり話を自主的にやつていくといふことは、これは当然のことなんです。これは大いに推奨すべきことなんです。ただ問題によつては、法律で認められておるとおりに、建設大臣の判断を求められることがあることは御承知のとおり。そこで、いま判断を求められておるのは何かといへば、三十九年度から実施するの

しないのかという判断なんです。これは、私は、何度も申し上げたような理由で、三十九年度からの実施は妥当でないと判断しておる、こういうことを申し上げておるわけなんです。

○岡本委員 先ほどから議論が膠着状態になつてゐるのです。そろそろ時刻ですから、この程度でしかならぬ、大臣の考え方の中に、すでに昨年末に全部出したのだ、だからもう出さなくていいんだ、こういうお考えがあるようでございますけれども、しかしながら、二月の十七日の団体交渉の覚え書きを見ますと、公団のほうは出したと言つておる、出す用意がある、こういうような表現が使われております。しかし、建設省のほうで許さなから出せないのだ、そういう時点においては、とにかく金額についての話し合いには入れない、こういうようなことが確認書に書いてござります。だから、経営をゆだねられた公団側としては、財政的にそれだけのゆとりがある模様なんです。だから、問題は、結局大臣がおっしゃるところの、他の公務員との均衡ということでありまして。しかし他の公務員との均衡といふことを考えるとするならば、今度は他の民間産業の従業員とのまた均衡といふことも考えていかなければならぬ。公団の給与の位置がどの程度にあるのか、私も調べておりませんから存じませんが、もしかしながら、今日非常に好況をうたわれておる建設業関係にあつては、これは公団よりいいことは確かです。だから、もし公団があまり給与を押えていけば、今度は公務員から公社、公団へ人が移つていく。たとえば、私どもの地元でも建設関係の府庁の役人が、どんどん道路公団やその他にひっこ抜かれて、人手不足で困つてゐる、今度またその公団から民間企業がひっこ抜いていく、こういうような悪循環が出てくるおそれがあると思ふんです。だから、やはり人材を公社、公団に確保して、りっぱな仕事をやらせてもらうためには、やはり民間給与とそう格差のないところの給与を支給する必要があると思ふ。だから、公社公

団が設けられた、特殊法人が設けられた理由というものが、一つには、なるほど資金の動員ということもあるでしょう。しかしながら、先ほどから河野委員が言うように、人間能力の活用ということもあるわけなんです。そういう意味では、大臣もあまり強く自説を固執なさらずに——なるほど薩摩軍人らしい、なかなかしんのあるところを見せていただきましたけれども、しかし、これは、大臣ひとつどうでしょうね。もう一ぺん前向きの姿勢で検討してみよう、これぐらいのことを御答弁願つて、この問題に一応のポイントを打つ。もし、それがしていただけないのなら、次回改めてもう一ぺんこの問題を、私ももう一ぺんよく勉強してきまして、——きょうは全然用意もなしに来ていますから、万事両君におまかせするといふ気持ちで来てもいいから、ほんと議論の中へは入れませんけれども、今度は、私も一週間か二週間本格的にこの問題を勉強してきて——やはり公社公団の事業といふものが円滑に運営されるかどうかということは、建設行政の大きな部門でござりますから、この問題を建設委員会としてなおざりにするわけにいかない。単なる労働問題とだけしておくわけにもいかないと申すのです。だから、大臣のほうでも、ひとつ検討してみよう、せめてこれぐらいの御答弁が出ないなら、この次は、今度は私が主力になつて、もう一ぺんこの委員会での問題をやらなければならぬと思ふのです。これは重要な問題ですが、しかしながら、私がここで第三者として——第三者という用語があるかもしれないが、議論をしておられるのを、間に立って聞いておつて、制度化をすれば、金額については、労使のほうで、可能な範囲で話せばいいのです。また、その金額の問題については、大臣のほうからある程度の意見を出しになつてもいいと思ふのです。しかしながら、四十年から出さるか、三十九年度から出さるか、ということがいま論争の中心になつておるのですから、せめて、三十九年度から出さしたい、だからそういう意味においてひとつ検討してみよう、というぐら

の御答弁をいただけないのか。そこで、ひとつ中をとったところで、足して二で割ったところ、きょうは打ち切っていただいたらどうかと思うのですが、いかがでしょう。

○小山国務大臣 岡本さんだんのお話でございませうけれども、これはわれわれのほうでも十分いろいろな検討をしまして、それで三十九年度からの実施は妥当でないという結論にきているわけです。そういう意味ですから、これはひとつ御了承願いたいと思います。

○河野(正)委員 大臣、非常にかたくな態度ですけれども、少なくともいままで建設省は建設省で、一生懸命御検討になったという。しかしながら、この委員会において、いま申し上げますように、そういう考え方に必ずしも同調できないという発言があったということは事実ですね。ですから、いままでは省議としてもそのような方向を決定願っていても、いまこの委員会において——やはり国政の最高機関ですから、この当該委員会において、そういう考え方はどうも納得いかぬというふうな考え方が出たわけですから、やはり国会の意思というものについては十分尊重される義務があると思うのです。それを問答無用のように、おれはそういう決定をした、おれはそういう腹づもりだというなら——社会党の国会議員にも、一寸の虫にも五分の魂があるのですよ。にもかかわらず、問答無用というふうになりますと、それでは私も考え直さなければならぬ。私も、何も紛争を提起しようというところで取り上げているのではない。やはり円満に問題を解決しよう、そういう建設的な立場から、この問題をとり上げておるわけですから、そういう意味で、いまいろいろ違った意見が出たわけです。しかも、その意見というものは、公団の労使間にもあるわけですよ。それで、私はやはりそういう意向というものは十分耳を傾ける必要があると思う。それがなければ、大臣として、建設行政に対する最高の地位にありませうけれども、その地位そのものについても私は疑問を持つわけです。また労使

間においても、そういう良識を持って鋭意いろいろ検討して、そういう結論を出しておるわけですから、そういう鋭意検討して出した結論というものが、全然問答無用という形になりますと、さっき申し上げましたように、それならば、いっそのこと、建設大臣が労働組合と直接交渉すればいいのであって、それでなければ、私は、いまの公団の管理者はちやうど虫様突きたいなもので、あつてもなくてもいいようなものなんだが、それがときには虫様突起炎を起こして、病気で苦しまなければならぬ、これが公団の管理者の立場だ、こういうふうな思ふわけです。ですから私は、労使それぞれ立場があるわけですから、その立場を尊重するという高い次元から、大臣は御配慮を願わなければならぬと思います。

結論的に申し上げますと、おれの意見はこのとおり、国会で何と言おうとも問答無用だ、そういうことでは、この委員会では了承することはできません。私も、社会労働の委員に來てもらわなければならぬ。また、岡本さんが言ったように、またこの次の委員会で取り上げなければならぬ。そういうことですから、そういう点については耳を傾けるんだ、前向きな検討をするんだ、こういう態度を示していただくことを強く要望いたします。そうでなければ、私は暫時休憩してほしいと思います。

○小山国務大臣 いまのだんのお話は、なお考える余地があるかどうかという点をもう一ぺん考えてみるということであるならば、私、ちっとも差しつかえありません。

○勝澤委員 さっきから、私は、できるだけ知っている人に答弁してもらおうと思つて、大臣をおとしいれようなんて考えていないわけです。ですから、おわかりになったと思うのですよ。公団の置かれてゐる地位、それから大臣としての立場、全部おわかりになったと思うのです。そして、いま問題になっている年度末手当。ですから、年度末手当を解決する道は何か、いま公団の労使の紛争を解決する道は何かといえ、建設大臣が、と

にかく年度末手当についてはやりましょう、中身の問題については三公団でよく話し合つてくださいます、こういうことしかないのである。もしこういうことを建設大臣がやれないとするならば、労働行政からいって、これはやはり建設大臣としての少しお考え願わなければならぬ問題だ、こう思うのです。これは予算の分科会におきまして、当事者能力の問題について、労働大臣と、それから関係大臣といろいろ質疑応答をやっています。労働大臣の立場と所管のあなたの立場の相違があることは、私はやむを得ないと思う。しかし、本質的に一緒にしなければならぬことは、やはり紛争を前向きに解決しなければならぬという立場だと思ふ。そうしますと、いまの三公団の意見というのは、やはり問題を解決するために、年度末手当を新設する以外に道はない、金額その他については建設省にいろいろお願いしなければならぬけれども、とにかく四十年から実施するの三十九年度から実施するのと同じじゃないかという立場で、労使の意見は一致していることと思ふ。ですから、労使の意見が一致している問題については、やはり建設大臣は、その労使の意見の一致したものに努力をする。建設大臣が努力するというのは、これは大蔵大臣との問題になるでしょう。あるいは建設大臣独自でできる問題もあるでしょう。ですから、労使が話し合った問題については尊重しましょう、その実現については努力をしましょう、こういう立場を示さない限り、私は年度末手当の問題は、三月三十一日までずっと紛争が続くと思ふ。建設省の行政の中で、三公団の紛争が続く、建設大臣として何とかしなければならぬという時期が来ると思う。ですから、そういうことのないようにするためには、公団というワケがあるかもしれないけれども、とにかく労使双方で話し合いなさい、その結果については私も十分尊重して努力する、こういうことぐらひはしっておかないと、年度末手当の制度化はだめだ——だめなわけじゃないんです。それでいいです。また労働組合は労働組合の立場で、だめだ

というのをよくするように努力するでありましょう。われわれは、建設大臣の持つてゐる基本的な考え方について、公団の基本的なあり方について、もう少し質問を続けたいと思ふのです。これは建設委員会が一番当面する大きな問題ですから、ぜひ何回でもやっていただきたいと思ふのです。ですから、そのためには、やはりきょうの時点においては、あなたが前向きな形で問題を少しでも解決するという誠意を私はほしいと思ふのです。ですから、やっぱり三公団の労使の話し合いの結果については尊重をして私も努力をする、年度末手当については、あなたの方の考え方はよくわかりました、わかりましたけれども、なおかつその上、きょうの私なりいろいろの質問の中から、お考えをいただきたい。どうですか、それでもだめですか。

○小山国務大臣 何度も申し上げましたから、あまりくどくどしく申し上げませんが、三十九年度からの制度化については異存はない。ただ三十九年度から実施するについては承認を求められた場合には、これは私はそう判断できない、こういうことを言っているわけでありませう。

○勝澤委員 それじゃ、年度末手当という問題の制度化が問題になっているが、もうだめだ、だめだと言つたらだめだ、おまえらかつてにしろ、こういうことなんですね。

○小山国務大臣 何度も申し上げますが、制度化については一つも異存を言つておりません。実施の時期については、私は、労使間で話し合いが進んで、やがて私のところに承認を求めてくるでしようが、三十九年度からについては妥当でないという判断を下しますよ、ということはいま言っているわけでございます。先ほど申し上げたのは、そういうことを言っているわけです。

○勝澤委員 その四十年からについては、あなたも私も意見が一致しておるわけです。異存はないのです。当然なことですよ。三十九年度については、あなたはだめだと言つたが、私は検討して

みたらどうですか、三十九年度は制度化せよと言
っておる。制度化することと即金額ということと
は別で、金額の問題は、われわれはここで言うべ
き問題ではない。それはあなたの権限ですから、
予算はあなたが持つておるわけですから、給与の
基準についてはあなたが承認しなければならぬ問
題ですから、そういう立場で私は言つておるわけ
ですが、いかがですか。

○小山國務大臣 それならば同じことだと思いま
す。三十九年度中に年度末手当の制度をつくりた
いと言つてくれば、承認をいたします。

○河野(正)委員 いま大臣は不用意に言われたと
思いますけれども、非常に重大な問題があつたと
思ふのです。というのは、なるほど公団法に基づ
いて承認権を持つておられることは、私どもは否
定いたしません。しかしながら、労使間の労働条
件については、労組法で、それぞれ話し合いをす
ることが可能でありますから、そういうような労
組法に基づきます話し合いをして、まとまつたも
のについて、大臣が適当であるか不適当であるか
という判断をされることについては、たてまえと
しては、われわれは異論はございません。ところが
不用意にもいまあなたはおっしゃつたと思いま
すけれども、もしそのような結論が出てきても、わ
れわれは認めることができない、たとえば制度は
認めるということ、今後労使間で、いつから実施
するかという問題についての話し合いは行なわれ
ると思うが、どういう話し合いをしても、三十九
年度からの実施については、大臣としては承認す
ることはできない、こういう発言をなさつたわけ
です。これは軽率に言われたと私は思いますけれ
ども、このことは、労働基本権の問題でも、非常
に重大な問題です。これは建設委員会だから問題
にならないけれども、社会労働委員会でもこんなこ
とを言つたらたいへんなことになりますよ。これ
はやはり労使間の話し合いに対して圧力を加えた
ということになる。大臣が不当労働行為をやつた
ということになる。建設委員会の皆さん方は、そ
ういうことに無関心かもしれません、こういう

話は、労働基本権について、大臣が不当労働行為
をやつたということですから、たいへんなことで
す。そういうブレーキをかけるのですから……
〔おれは労働法の大家だ〕と呼ぶ者ありあなたは
労組法を知らぬから、これは非常にたいへんなこ
とです。私は認可権、承認権についてはお尋ねし
ておりませんが、今後労使間においてそれぞれ慎
重に話し合いが行われるとするならば、その結果
については十分前向きで検討を加えてみよう、こ
ういふ程度の話をなさらないと、私はいまの発言
については納得ができない、こういうふうを考え
ますから、そのように御承知おき願ひたいと思ひ
ます。

○森山委員長 ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○森山委員長 速記を始めて。

次会は、来たる三月三日水曜日、午前十時理事
会、午前十時三十分委員会を開会することとし、
本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十六分散会

昭和四十年三月二日印刷

昭和四十年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局